

大阪河南地域7水道事業

水道営業業務等

公募型プロポーザル提案評価基準

富田林市上下水道部

(令和5年4月)

1 審査方法

1.1 審査方式

富田林市水道事業、羽曳野市水道事業、柏原市水道事業、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業、大阪広域水道企業団太子水道事業、大阪広域水道企業団河南水道事業及び大阪広域水道企業団千早赤阪水道事業が実施する水道営業業務等（以下「本業務」という。）は、企業の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、本業務を受託する事業者（以下「事業者」という。）の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。

1.2 事業者決定フロー

事業者決定のフローは図 1 に示すとおりである。

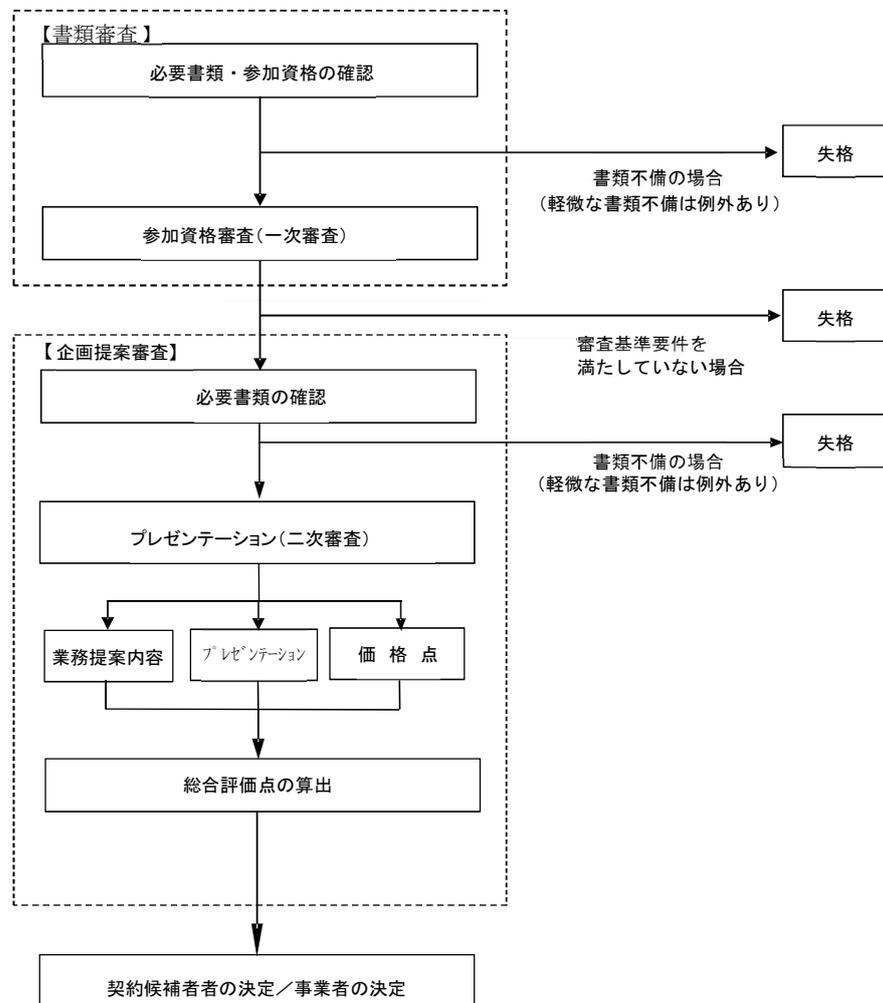


図 1 事業者決定フロー

1.3 委員会の設置

富田林市上下水道部上下水道総務課（以下「事務局」という。）は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、大阪河南地域7水道事業水道営業業務等プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、大阪河南地域7水道事業水道営業業務等プロポーザル審査委員会設置要領により構成している。委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）が、契約候補者の選定前までに、本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 書類審査

2.1.1 必要書類の確認

事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2 参加資格の確認

事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.1.3 参加資格審査（1次審査）

委員会は、参加者から提出された参加資格確認書類について、提案評価基準「3総合評価点の算出方法」に基づき審査を実施する。

なお、参加者が4者以上の場合、1次審査評価点の上位から3者を選定する。

2.2 企画提案審査

2.2.1 プレゼンテーション（2次審査）

委員会は、提出された企画提案書等【様式8-1～7】について、提案評価基準「3総合評価点の算出方法」に基づいて得点化し、評価点を算出する。

なお、企画提案書等の内容については、参加者によるプレゼンテーションによって行うものとする。

審査項目は、全体の説明内容、提案項目の理解度、説明の分かりやすさ、説明姿勢、質疑の対応等を審査する

2.2.2 契約候補者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を契約候補者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とす

る。

評価値＝各委員の総合評価点の和

なお、評価値が同点で契約候補者が2者以上となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を契約候補者として選定する。この場合において、参考見積金額が同額であるときは、委員会に諮って契約候補者を選定する。また、次点者についても同様とする。

※ 参加者が1者のみである場合は、評価値を審査に参加した審査委員の数で除した評価値（総合評価点）が180点以上であれば契約候補者とする。

2.3 契約の締結

大阪河南地域7水道事業は、契約候補者に見積を依頼するとともに本業務の契約交渉を行い、各々の水道事業と個別に契約を締結する。

但し、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者を契約候補者とする。

- ① 本基準2.1.2に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき又は契約候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ 210 点及び 90 点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (210 点満点)} + \text{価格評価点 (90 点満点)}$$

3.2 企画提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、表 1 のとおりとする。

表 1 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）

評価対象		評価項目	評価の着眼点	配点	
一次審査	業務実施能力	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 同種、類似業務の実績 ※ 同種、類似業務の実績とは、以下の業務のうち、5 業務以上について、過去 10 年以内に水道事業体から受注した実績があること。（現在履行しているものも含む） ①滞納整理業務、②窓口業務、③検針・調定業務、④収納業務、⑤開閉栓・精算業務、⑥検定満期メーター取替業務、⑦給水装置関連業務、⑧排水設備関連業務 	15	40
		技術力の確認	<ul style="list-style-type: none"> ◆ プライバシーマーク及び ISO の資格 ◆ 会社の規模 	10	
		担当業務責任者の資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取得している資格 （給水装置工事主任技術者、排水設備工事責任技術者、1・2 級管工事施工管理技士、1・2 級土木施工管理技士等） ◆ 配置予定技術者の経験・実績 	15	

評価対象		評価項目	評価の着眼点	配点	
二次審査	業務提案内容	企画提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務実施の基本方針、事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項、特に配慮する事項、地域特性等基本的な考え方を踏まえ述べられているか。 ◆ 各業務について基本的な考え方が明確に述べられているか。 ◆ 業務に関する認識が十分か。 	30	140
		業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）が適切に提案されているか。 ◆ 従事する労働者の適正な労働条件の確保について、考えられているか。 ◆ 再委託先等に関して、適切に記載されているか。 	20	
		危機管理に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 異常時・緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。 ◆ 現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。 	20	
		地域貢献に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の人材、企業などの各種地元資源の活用や社会貢献に関する取組提案が具体的に述べられているか。 	15	
		広域的な営業業務等に係る提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 提案内容に現実性、説得力があるか。 ◆ 新たな発想に基づく提案であり、大阪河南地域7水道事業に適応したものであるか。 ◆ 広域的な営業業務等による効果の創出が可能な体制となっているか。 ◆ 更なる広域化や業務の拡充など、今後の営業業務等のあり方やその進め方等についての提案がなされているか。 	40	
		その他提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務の目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。 ◆ 本業務を通じて健全な経営、効率的な営業業務等に資する提案がなされているか。 	15	

評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点	
二次 審査	プレゼンテーション	審査項目は、全体の説明内容、提案項目の理解度、説明の分かりやすさ、説明姿勢、質疑の対応等を審査する	30	30
	技術評価点	小計	210	
	参考見積金額の妥当性	・コスト縮減に努力しているか	90	90
	価格評価点	小計	90	
合 計			300	

3.3 評価点の算出方法

表 2 に示す 5 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 まで求める。

表 2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、やや優れていると認められる。	配点×3/4
C	当該審査項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該審査項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
E	当該審査項目について、劣ると認められる。	配点×0

ただし、審査項目のうち「参考見積金額」は、以下により得点化する。

- ① 大阪河南地域 7 水道事業であらかじめ定めた最低価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。
- ② 最低価格以下の金額については、90 点とする。

【算出式】

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left\{ \frac{\text{（予定価格} - \text{見積金額）}}{\text{（予定価格} - \text{最低価格）}} \right\}$$

（算出例）

予定価格 : 11 億円

見積金額 (X グループ) : 10 億円

最低価格 : 9 億円

$$\begin{aligned} \Rightarrow \text{価格評価点} &= 90 \text{ 点} \times (11 \text{ 億円} - 10 \text{ 億円}) \div (11 \text{ 億円} - 9 \text{ 億円}) \\ &= 45 \text{ 点} \end{aligned}$$